

「相続・終活」を

安心して相談できる

プロフェッショナル Vol.6

プロとじっくり考える

新・相続時代への備え方

民法 大改正

約40年ぶり！

【相続分野】

遺留分めぐる「終わりなき争い」に決着
相続開始前の10年間の贈与に限定

遺産は介護してくれた「長男の嫁」に!?

相続人が増えて新たな火種になるリスクも……

特集

2019最新プロフェッショナルガイド

【掲載一覧】

- ひろしま会計グループ TCA 税理士法人 (東京都江東区)
- サンタックス合同会計事務所 (埼玉県所沢市)
- 田中会計事務所 (東京都墨田区)
- オイデ会計総合事務所 (東京都台東区)
- 芦原会計事務所 (東京都大田区)
- 田中浩太郎税理士事務所 (埼玉県狭山市)
- (株)東京タックスコンサルティング (東京都千代田区)
- 黒永会計事務所 (東京都新宿区)
- 表参道相続相談事務所株式会社 (東京都港区)
- 五藤洋二税理士事務所 (東京都杉並区)
- 増田浩美税理士事務所 (東京都板橋区)
- 土江田会計事務所 (京都府京都市)
- 城所会計事務所 (東京都港区)

掲載されている各事務所のサービスの詳細につきましては直接お問い合わせください。

相続分野の権利や手続きを定めた改正民法などの関連法が2018年7月、参議院本会議で可決、成立しました。改正民法には、残された妻の「住まい」に関する新しい権利、介護を担った息子の妻に対する寄与分の請求権といった規定が盛り込まれ、残される家族の暮らしに重大な影響を及ぼす内容となっています。

改正民法の規定は1年以内に施行されますので、2019年中にも対応を考えなければなりません。相続対策は長い時間を要するとともに、非常に専門性が高い作業となります。

スムーズな相続を成功させるカギは、豊富な実務経験と最新の相続法制に精通したプロフェッショナルのサポートを受けながら着実に進めることにほかなりません。

平成最後のお正月を迎え、これからの相続について信頼できるプロに相談してみたいかがでしょうか。

本紙は、エヌピー通信社ホームページでもご覧頂けます！

エヌピー通信社

検索

地元・亀戸で開業43年の実績

下町ならではの地域密着型“相続・事業承継に強い”税理士法人です!

東京都江東区亀戸を地盤に43年——。「共に成長し、地域社会の発展に貢献します。」を経営理念に掲げて、地域密着型の税理士法人として営業を続けてまいりました。相続分野に精通した専門の税理士・スタッフを配置し、これまで数多くの相続・事業承継サポートを行っております。充実した専門家ネットワークを生かして、ワンストップサービスですべてご対応いたしますのでご安心ください。お気軽にお問合せください。【初回無料相談】

相続専用URL www.koutousumida.com

相続専門チームが「迅速・親切・丁寧」に対応!

当事務所では「亀戸・錦糸町相続サポートセンター」を運営。女性の相続診断士と相続エキスパートがすべてのご相談を切れ目なくお受けいたします。年間相談受付100件以上、申告サポート30件以上、公正証書遺言作成サポート20件以上の確かな実務経験。専門家ネットワークを駆使したワンストップサービスなのでご負担をおかけしません!



▲相続診断士の平林明子(右)と相続エキスパートの斉藤勝(左)

事業承継専用URL www.tca-net.com

事業承継、成功の第一歩は社長の決断です!

当事務所では単なる自社株式や事業用資産の承継だけではなく、経営スキル・経営理念といった社長が引継がたい”想い”の承継についても豊富なサポート経験をもとに最適なアドバイスをご提供いたします。会社診断からスタートし、事業の将来性を考えた上で、きちんとしたステップを踏んで承継内容ごとの一つ一つ丁寧に貴社の事業承継をサポートいたします!



▲代表社員の廣島清量税理士(右)とM&Aシニアエキスパートの久保康高税理士(左)



ひろしま会計グループ since1977

ひろしま会計グループ TCA税理士法人

〒136-0071 東京都江東区亀戸6-57-19 8階
TEL: 03-3636-2571 HP: www.tca-net.com

営業 9:00~18:00 休 土・日・祝日 交 JR総武線亀戸駅東口1分、都営バス「水神森」バス停前
開業 1977年 スタッフ数 12名(税理士2名)

東京税理士会
江東東支部
代表社員 税理士
廣島 清量

1943年亀戸生まれ。中央大学商学部卒。2017年TCA税理士法人を設立し、代表社員に就任した。「相談しやすい会計事務所」を目指して、明るく元気、聞き上手な対応をスタッフに指導するとともに、お客様が抱えている悩みや問題をくみ取る親身なサポートを心がけている。

創業
60年超

ご家族の「幸福と繁栄」!
大切な財産を守るため、今こそ相続対策を!

弁護士、司法書士などとも連携し、ワンストップでサービスを提供

1,000件を超える相続税申告実績と経験で「親切、丁寧、易しく」トータルサポートいたします。

相続で解決すべき問題は、単に納税額の圧縮だけではありません。親世代・子世代の想い、家族の将来も含めた問題であり、すべての家族に共通な正解があるわけではありません。家族ごとの前提条件をふまえて、財産の相続だけではなく想いの想続も実現できるよう、税務をはじめライフプランニング、遺産分割といった幅広いサービスを各分野の専門家と連携し全面的にサポートいたします。



▲60年を超える歴史を刻んできた当事務所。多くのお客様から信頼を得ています。

相続・相続税対策 「相続」から「想続」へ



▲相続実務に精通した経験豊かなプロがお客様の状況に合ったアドバイスをご提案します。

関東信越税理士会
所沢支部
所長・税理士
浅川 一清
(前列右/登録年:1973年)
税理士
石田 光男
(前列左/登録年:1987年)
公認会計士・税理士
田中 大貴
(後列右/登録年:1992年)
税理士
浅川 高広
(後列左/登録年:2010年)

ここが重要!

生前対策

1. 相続税試算、節税対策
2. 生前贈与
3. 事業承継対策
4. 遺産分割・納税対策
5. 遺言書作成サポート
6. 資産有効活用
7. 生命保険活用

相続開始後

1. 準確定申告 (4カ月)
2. 遺産分割協議書作成
3. 相続税申告 (10カ月)
4. 税務調査 (3年程度)

時間をかける

事業承継

自社株式の譲渡等に伴う税金面の問題だけでなく、経営理念の継承、後継者の問題など、お客様の課題を解決する多様なソリューションを組み合わせることで総合的にサポートします。

サンタックス合同会計事務所の相続支援サービス

サンタックス合同会計事務所

〒359-0038 埼玉県所沢市北秋津56
TEL: 04-2995-6111 HP: suntax.jp



営業 9:00~17:00 休 土・日・祝日、夏季・年末年始
西武池袋線・西武新宿線所沢駅徒歩15分 ※駐車場完備
開業 1957年 スタッフ数 17名(うち税理士4名)

お客様の9割が
不動産オーナー

不動産税務と相続のスペシャリスト集団が お客様のライフプランを切れ目なくサポートします。

●不動産取得で相続財産をしっかり圧縮 **相続前**

田中会計のソリューション

消費税還付 例え2.16億の建物購入で1,600万の還付
これまで763件の消費税還付をサポート
還付金総額は60億円以上!

相続税対策に欠かせない「現金の不動産化」。投資用不動産の取得時に支払った「消費税の還付」は田中会計の最も得意とするところです。過去23年間、一度も失敗はありません。



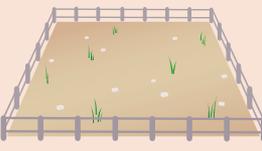
相続発生

相続後 ●払い過ぎた相続税はきっちり取り戻す

田中会計のソリューション

相続税還付 相続税平均還付額は約3000万円
成功報酬型なので
事前の着手金は不要!

過去5年以内に土地を相続した方は要注意！田中会計の再査定で納税額が数百万円から数千万も少なくてすむ可能性も……。払い過ぎた相続税は更正の請求で取り戻します！



不動産税務と相続の
スペシャリストとして徹底した節税対策を行い、税務調査では納税者の立場にたち「闘う税理士」を実践しています。



◀田中税理士の新刊「これから大きく変わる相続税と法律」(明日香出版社)。



東京税理士会 本所支部 税理士 田中 美光

1957年東京都江戸川区出身。1980年中央大学商学部会計学科卒業。大手会計事務所勤務を経て1995年、税理士登録。田中会計事務所を開業。自身も収益不動産10棟・太陽光発電22基保有しており、自らの体験に基づいたセミナーを年30回以上開催している。

専門分野 ●不動産税務 ●相続税・資産税 ●消費税還付

田中会計事務所

〒130-0026 東京都墨田区両国3-23-10 田中会計ビル
TEL: 03-6659-4848
HP: <http://消費税還付専門税理士.com/>

営業 9:00~18:00 (水曜日のみ9:00~17:00) 休 土・日・祝日
交 JR総武線両国駅東口より徒歩2分 開業 1995年 スタッフ数 28名(税理士3名)

クライアントのブレンとして共に歩み、共に成長する 「遺産相続のお悩み」、私が一緒に解決します。

「よっぽどの縁があつてのあなたと私」
円満な相続を一緒に目指しましょう!




◀相続対策に精通したスペシャリストと連携してサポートします。

東京税理士会 上野支部 公認会計士・税理士 生出 安弘

1947年1月24日生まれ、東京都出身。大学卒業後、アーンスト&アーンスト会計事務所(現 新日本有限責任監査法人国際部)入社。公認会計士保森事務所を経て1980年4月、オイデ会計総合事務所開業。2002年4月、裁判所民事調停委員に就任。

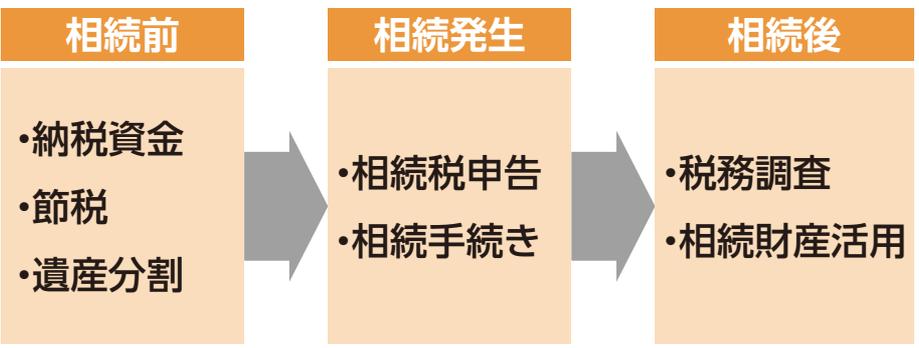
専門分野 ●相続税申告及び相続関連業務全般

オイデ会計総合事務所

〒110-0015
東京都台東区東上野4-1-8 ザ・パークハウス上野浅草通り203号室
TEL: 03-5806-3570 HP: www.oide-acc.org

営業 9:00~17:00 休 土・日・祝日
交 JR線、東京メトロ日比谷線、銀座線各線上野駅徒歩3~5分
開業 1980年 スタッフ数 10名(税理士2名)

お客様の相続に対する取り組みを相続前、相続発生、相続後の3つのシーンでとらえ、それぞれの段階で必要となる専門的なサポートを行います。



当事務所の遺産相続サポート実績は1980年の創業以来、ご相談を含めて年間30件ほど。会社経営者、医師、歯科医、会社員の方を中心に遺産相続に関するさまざまなニーズに応じてきました。豊かな実務経験と高度な専門ノウハウでお客様のご不安を解決します。

「みんなの相続を考える会」

5年前に発足したビジネス交流会が契機となって相続や事業承継をテーマとする相談会を定期的に催しています。お客様の悩みに合った専門家と共に問題解決に向けてサポートします。相談無料ですのでお気軽にご相談ください。



▲相続に関する最近の事情、新しい制度も分かりやすく説明。

2018年7月の民法改正で相続に関するルールが大きく変更され、これまでの常識は通用しなくなる相続「新時代」が始まります。

改正は高齢化社会や現代の相続事情を踏まえた内容となっており、今号では相続トラブルの原因の一つにもなってきた「遺留分」にかかるルール、義父母の介護に尽くした妻に報いるための新しい権利などを紹介します。

民法大改正

約40年ぶり！

【相続分野】

遺留分めぐる

「終わりにき争い」に決着

生前贈与に起因する相続トラブルで多いのが「遺留分」の問題です。特定の相続人に偏って生前贈与していた場合、ほかの相続人から遺留分を請求されるケースがあります。

遺留分は法定相続分の半分まで請求することができませんが、例えば、相続人は兄弟2人というケースで、長男に偏って財産を生前贈与していた人が4000万円の現金を残して亡くなったとします。

この時に弟が請求できる遺留分は法定相続分2000万円の半分、1000万円……とは限りません。なぜならば、遺留分の計算には生前贈与の分も含まれるからです。極端なことを言えば、数十年前までさかのぼって長男の幼少期、学生時代に贈与されていた財産が見つければ、弟の遺留分は増えることになりま

す。しかも、その金額は相続時の時価がベースとなります。弟が意固地になって兄がもらった分を調べ始めれば、いつまでも話はまとまらないでしょう。そこで、今回の改正では、遺留分の計算に含める贈与の対象期間は10年と定められました。10年という期間は銀行の取引履歴の保管期限と同じなので、銀行に照会すれば兄が受けた贈与の額がはっきりします。弟にとっては遺留分に制限を設けられた形になりますが、長期間にわたって兄弟で争うようなことは避けることができます。

相続対策は家族環境や事業の有無によって大きく異なります。専門家のアドバイスを受けながら計画的な生前贈与を実行しましょう。

相続開始前の10年間の贈与に限定



【PR】

現金・預貯金は都心一等地へ組み換えを!

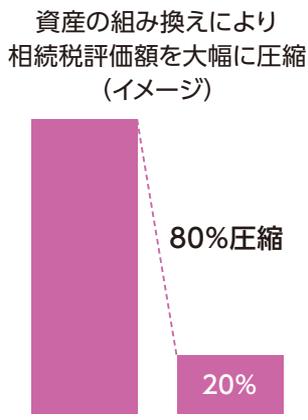
資産価値アップ 相続税ダウン を両立!



東京税理士会 大森支部
税理士 芦原 孝充

慶應義塾大学大学院修了。経営コンサルティング会社勤務を経て1993年、芦原会計事務所を開設。富裕層向けの税務コンサルティングに従事。拓殖大学商学部講師。租税訴訟学会会員。

資産家向けの「相続税の事前対策コンサルティング」を専門に手掛けている事務所です。相続税は財産の相続税評価によって決まります。キャッシュなどの流動資産はほとんど時価で財産評価されることに対して土地・建物などの不動産は評価額の大幅な圧縮が期待できます。当事務所は専門ノウハウを駆使して、お客様の保有する現金・預貯金、上場株式といった金融資産を東京駅周辺など都心一等地へ組み換えを行い、**相続税評価の8～9割の圧縮を実現**します。当事務所の強みは相続税軽減を目的とする組み換えにとどまらず、**お客様の資産価値向上を両立**するところにあります。組み換えを行う都心一等地の特徴である、①潜在的成長力、②相続税評価と時価の乖離幅が大きい——といったメリットをフルに生かして、**超長期的な資産価値アップ**を視野に入れたサポートを行っています。むしろ相続税評価の圧縮効果は副次的なものといっても過言ではありません。お客様に求めることは「決断力とスピード」。専門知識を有する当事務所にお任せください!



専門分野

- 相続税評価の圧縮と資産価値向上を実現する資産組み換えサポート

芦原会計事務所

〒146-0082 東京都大田区池上6丁目1番21号 フォーラムビル2階
TEL: 03-3752-6223 HP: www.ashihara-kaikei.com

交 東急池上線池上駅徒歩1分 開業 1993年

『EVA MONEY ミリオネアの思考軸』

[A5判328頁/エヌピー通信社]

資本主義のメカニズムの根底にある「信用創造」に基づき、ベンチマークに連動した資産の価値が常に上昇する特徴を分かりやすく解説する。



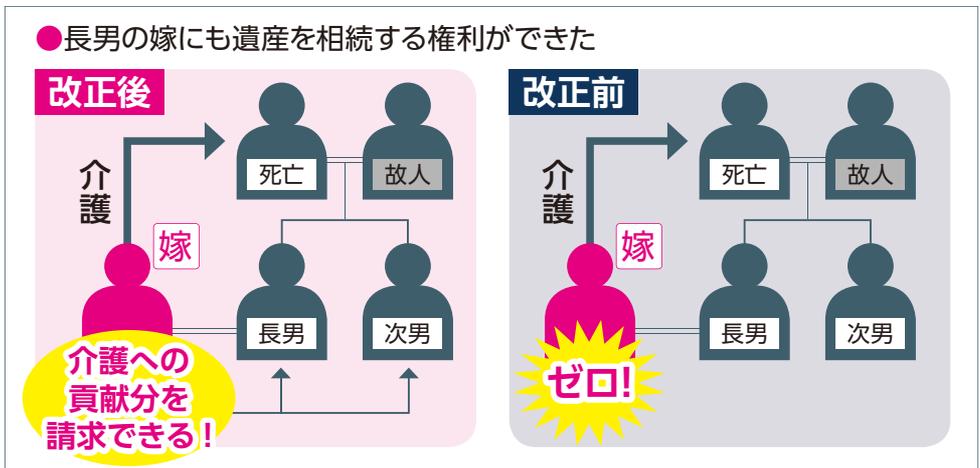
Attention point of the revised MINPO

遺産は介護してくれた「長男の嫁」に!?

相続人が増えて新たな火種になるリスクも……

長男の嫁といふことで義理の両親の介護を一身に引き受け、つらいことを言われても周りの協力はなく、それでいて相続になったときは蚊帳の外……。こんな報われないことがいたるところで起きています。民法では、遺産相続の権利がある人（法定相続人の順番と範囲を定めています）、長男の嫁はこの法定相続人には含まれていないのです。

今回の改正では、こうした長男の嫁にも遺産を相続する権利ができた



別居と料を請求できる制度です。これまでは遺言書での遺贈、または養子縁組といった生前対策が行われなければ遺産を受け取ることになった長男の妻に報いることになりました。

問題は、請求を認定してもらう条件です。どのぐらいの貢献レベルならば特別寄与と認められるのでしょうか。認定の基準としては、「要介護2以上の被相続人の介護に1年以上携わった」「無償で労務提供をしていた」といった点で判断されます。

不公平感をいっただけで緩和させる特別寄与請求権が創設されました。長男の嫁のように相続人ではない親族が相続人に対して特別寄与料の請求額を200万円、法定相続人が長男、次男の2人といったケースで特別寄与が認定されれば、それぞれから100万円ずつ、長男の嫁に支払います。

プラスα 遺留分は現金支払い 事業承継でのトラブル回避も

改正民法では、遺留分についてシンプルに現金で支払うこととされました。

これまでは、相続人が遺留分減殺請求権を行使した場合、自社株式や事業用資産についても他の相続人との共有となるので、特に事業承継の際に経営権の円滑な移行の妨げとなるケースがありました。遺留分算定の話し合いは必要ですが、事業運営にまで影響するようなトラブルは軽減されます。

【PR】



関東信越税理士会 所沢支部
税理士
田中 浩太郎

1971年広島市生まれの狭山市育ち。明治大学卒業。大原簿記学校の講師として税理士受験講座（所得税法）を務めたほか、現在も経理実務講座、改正税法の講義を担当している。また、めぐろ青色申告会で毎年相続関連セミナーを行っている。



▲講師経験を生かしたわかりやすい説明を心がけています。

こんな「相続・終活」をサポートしました!

◎当事務所の相続業務（一例）

- ・地主（都内）の底地売却支援で納税資金確保!
- ・地方の有力企業オーナーの自社株式対策
- ・相続した土地の等価交換&売却支援、節税対策

専門分野

- 相続税試算シミュレーション
- 相続にかかる税金対策（納税資金・節税）
- 相続税・贈与税の申告サポート

田中浩太郎税理士事務所 港パートナーズLLP・埼玉税金相談センター

〒350-1308 埼玉県狭山市中央3-3-43
TEL: 04-2950-3022 HP: www.koutax.jp

営 9:30~18:00 休 土・日・祝日 ※事前予約により別途対応します。

交 西武新宿線狭山市駅/西武バス西武狭山台ハイツバス停下車徒歩2分

開業 2010年 スタッフ数 3名(税理士1名)

「相続・終活」の第一歩は「自分の相続」を知ることから始まります。どのような財産がどのような状況にあるのか。現状を把握した上で遺産相続の在り方、節税方法などベストな対策を計画的に進めていくことがスムーズな相続につながります。

当事務所はすべてのお客様に対して税理士本人が訪問、対応します。相続に関する最新の情報や制度、ノウハウをご提案しながら、お客様の状況・ニーズを踏まえた「相続・終活」プランを一緒に考えさせていただきます。

1時間程度でわかる相続税額の簡易計算および相続税申告の要否診断を無料で受け付けておりますので、ぜひお気軽にお電話ください。

▶明るいオフィスでお話をお伺いいたします。



相続に向けたお客様の
お気持ちを何より大切に。
丁寧な対応
正確な処理
事前対策から事後サポートまで
おまかせください!



お客様の状況に合った相続プランをご提案します。

東京税理士会 神田支部
税理士
代表取締役 柴田 健次

1980年神奈川県生まれ。早稲田大学商学部卒業。年間100件以上の相続案件をサポートする相続税務のエキスパート。大原簿記法律専門学校で消費税法講師を3年間担当する経験を生かした丁寧で分かりやすい説明がモットー。



▲事業承継支援のプロでもある柴田税理士の著書。



▼落ち着いた専用スペースでお話を伺います。

専門分野

- 遺言書の作成
- 相続支援(申告・各種手続き)
- 事業承継支援

(株)東京タックスコンサルティング

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-2-4 テイトビル2階
TEL : 03-3258-8885 FAX : 03-3258-8886 HP : tax-c.com
メールでも受け付けております MAIL : tsuchida@tax-c.com

営業 9:00~18:00 休 土・日・祝日 交 JR線神田駅徒歩5分
開業 2012年 スタッフ数 12名(うち税理士2名)

遺産争い、多額の相続税負担……。場当たり的な相続はトラブルの元。相続をスムーズに、円満に乗り切るためには対策が必要です。小さなことでもお気軽にご相談ください。まずは無料相談から。早めの一歩が大きな節税、スムーズな相続につながる可能性があります。

●事前準備から事後サポートまで一連の相続手続きをお手伝いします



相続の現場をみてきたからこそわかる!
「相続のプロ」がモメないための円満相続をご提案。
争族を回避!



東京税理士会 新宿支部
税理士 黒永 哲至

1955年福岡県生まれ。1989年の事務所開設以来、外資系生命保険会社の専属税務顧問、証券会社の税務顧問を歴任。日本経済新聞社、不動産会社等で税務セミナーを多数開催している。

▼家族信託をテーマにしたセミナーも開催しています



▲相続・終活に詳しい知識・ノウハウを持つスタッフが多数在籍しています。

専門分野

- 相続・不動産コンサルティング
- 事業承継対策
- 遺言書作成・信託活用サポート

黒永会計事務所 / 株式会社 マックス・コンサルティング

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-21-21 西新宿成和ビル3F
TEL : 03-3363-0118 HP : www.kuronaga-ac.net

営業 9:00~17:00 休 土・日・祝日 交 JR新宿駅西口徒歩7分
開業 1989年 スタッフ数 11名(税理士2名)

究極の相続対策は、「円満な相続」を実現することです。当事務所は、「相続・終活」のプロフェッショナルとしてこれまで数多くのお客様の円満な遺産相続を総合的にサポートしてきました。

遺産相続をスムーズに進めるためには、生前からの計画的な取り組みが大切です。当事務所では、遺産分割で家族たちの無用なトラブルを避けるために、「残された家族へのラブレター」ともいわれる遺言の作成にかかるアドバイスはもちろん、外資系保険会社の専属税務顧問を務めてきた高度な知識・ノウハウを生かして、生命保険を活用した納税資金の確保あるいは節税対策をサポートします。さらに、自分の意思をきちんと遺産相続に反映させることができる「家族信託」を使った新しい遺産相続プランもご提案いたします。

また、経営者の遺産相続には欠かせない「事業承継」に向けた準備、対策も当事務所の得意とするところです。特許を取得したオリジナルツールを駆使して、事業継続、成長に向けた会社の「見える化」(企業経営分析、キャッシュ・フロー分析、経営計画書作成)を行います。

同時に、相続の際に、課税対象となる財産の大きな割合を占める「自社株」についても評価引き下げをはじめ、分散対策、種類株式の活用、後継者以外の相続人からの自社株の買入れ等、総合的なコンサルティングを行っています。

「相続・終活」のプロフェッショナルとして皆さんの財産を守ることが私たちの仕事です。



税理士や弁護士の領域を超えた 相続税確保と税務調査の防ぎ方。



代表取締役
玉林 美明

相続サポートには幅広い知識・ノウハウが必要です。専門家の場合、税理士は税のみの対策、弁護士は遺産分割のみの対策になってしまいます。しかし、表参道相続相談事務所株式会社は、税法や民法を熟知した代表自らが総合的な窓口となって、税理士・弁護士はもちろんのこと、生命保険会社、MA会社、不動産会社からの効果的な支援を受けながら、総合的な相続サポートを行っています。税理士や弁護士だけでは難しい「総合的な相続対策」が強みです。

大手出版社・専門家も注目する！ 「相続のプロ」

代表の玉林は、相続相談士として大手出版社主催の相続対策セミナーで講師を務めるほか、大手生命保険会社のパンフレットでも「相続のプロ」として紹介されています。相続税務専門の税理士、相続法務に精通した弁護士らと連携しながら、依頼人の実情に合わせた柔軟な相続サポートがモットー。会社経営者を中心に月10件以上の、相続財産規模で2億円～10億円強の相談に応じています。



▲都会的な雰囲気のある当社サロン。
ゆっくりお過ごしください。お話を伺います。お気軽に何でもご相談ください。

専門分野

- 自社株式の相続・贈与に係る支援
- 不動産相続に悩む地主様の相続サポート

表参道相続相談事務所株式会社

〒107-0062 東京都港区南青山4-17-33 グランカーサ南青山2F
TEL: 050-3579-9901 HP: www.omote-souzoku.com

営 9:00～20:00 休 日曜 交 東京メトロ銀座線・千代田線・半蔵門線表参道駅徒歩8分
開業 2013年

人生100年時代 健康寿命 資産活用 介護

定年後のライフプラン作りを 積極的にご提案

人生100年時代のライフプランは「人生100年」の目標となる「生きがい」を見つけることから始め、健康寿命を延ばす準備をします。さらに、定年後の人生をより豊かに暮らすための蓄えの確認や介護が必要になったときの対応策も考えます。

当事務所は、定年後の「人生100年」時代を生き抜くために、豊富な実務経験に基づいた「定年後のライフプラン作り」などのサポートをご提供したいと考えております。



東京家庭裁判所
成年後見人候補者名簿登載

東京税理士会 杉並支部
税理士 五藤 洋二

専門分野

- 定年後のライフプラン
- 争族対策・終活
- 成年後見制度
- 事業承継
- 家族信託

「人生100年時代のライフプラン」 4カ条

- ① 自身の心と身体を健康寿命を延ばす準備をする
- ② 現状分析をして、収入を生む資産活用の仕組みを創る
- ③ 認知症になった場合の介護について対応策を考える
- ④ まずは①・②・③の長生き対策を完成させた後で、「争族対策」や「終活」を考える

人生100年時代を生き抜くためには、
生活・医療・介護への備えが
最優先であることを
認識しましょう！

五藤洋二税理士事務所

〒168-0071 東京都杉並区高井戸西1-1-26 エンゼルハイム高井戸201号室
TEL: 03-5336-3776 HP: www.tcnf.com/goto

交 京王線の頭線高井戸駅徒歩8分 開業 2001年 スタッフ数 2名(税理士1名)

あなたの「相続・終活」対策を 女性所長がきめ細やかに サポートします。

遺言書から 各種手続きまで

相続税・贈与税の申告サポートをはじめ、不動産活用コンサルティングなど「相続・終活」対策はぜひ当事務所にお任せください。

モットーは、お客様のお気持ちを第一に考えた女性らしいきめ細やかなサービス。お客様がなんでもお話しいただける身近な存在としてサポートいたします。なるべく直接お会いする機会を設け、お顔を見ながらの分かりやすいお手伝いを心がけております。

相続対策には専門知識が必要とされる手続き・作業がありますが、当事務所は経験豊かな弁護士・司法書士などと連携しておりますので、遺言書の作成から法的手続きまでお客様のご相談に幅広くご対応いたします。初回ご相談は無料です。相続セミナーも多数開催しておりますので、お気軽にお問い合わせください。



▲所長・スタッフとも全員が若く、最新の相続対策や制度に柔軟に対応できます。

東京税理士会 板橋支部
税理士
増田 浩美

専門分野

- 円満相続サポート
- 不動産活用コンサルティング
- 相続税・贈与税の申告サポート
- 事業承継

増田浩美税理士事務所

〒174-0041 東京都板橋区舟渡2-19-6

TEL: 03-5914-3661 HP: www.zeimukaikei.jp

営 9:00～17:00 休 土・日・祝日 交 JR埼京線浮間舟渡駅徒歩7分 開業 2005年
スタッフ数 8名(税理士3名)

お客様に合わせた オーダーメイドの相続プラン。

お客様一人ひとりに合わせた相続プランのご提案を行っています。相続税の節税、円満な遺産相続など一緒に最適なカタチを考えてさせていただきます。経営者の方には、スムーズな事業承継をあわせた「相続・終活」サポートも行っております。

「相続・終活」を満足のいくものとするには、時間をかけて準備した方が効果があります。当事務所は、お客様の「かかりつけ医」として、「親からの相続」、そして「自分の相続」へと継続的に誠実にお手伝いさせていただきます。

また、多額の相続税発生でお困りの方にもセカンド・オピニオンとして専門家の立場からアドバイスをさせていただくことも可能です。お気軽にご相談ください。

当事務所の実績例

多額の相続税発生でお困りの相続人から相談を受け、専門家グループで救済など。その他詳細はお問合わせください。



近畿税理士会 下京支部
公認会計士・税理士
土江田 雅史

専門分野

- 遺産相続の事前コンサルティング
- 事業承継サポート

〒600-8075 京都府京都市下京区柳馬場通高辻上ル
万里小路町180番地

TEL: 075-371-6101 HP: www.toedatax.com

営 9:00～18:00 休 土・日・祝日・お盆期間・年末年始
※ご予約いただければ対応いたします

交 地下鉄烏丸線四条駅・阪急京都線烏丸駅 徒歩10分
開業 1954年 スタッフ数 8名(税理士2名)

とえだ
土江田
会計
事務所

子どももたちの不毛な争いを防ぐ

後継者「絶対」主義はトラブルのもと！

事業承継後の経営を安定させるためにも自社株式や事業用資産は後継者に集中的に引き継がせる必要があります。一方で、後継者以外の相続人が「自分たちはなおざりにされている」と反発するようでは、やはり事業承継はうまくいきません。事業承継計画を立てる上では、両者を考慮して財産をバランス良く渡すことが重要です。

しかしながら、経営者は会社の事業に人生のすべてをかけ、会社の発展だけを念頭に置いた資産形成を行い、気が付けば意外と経営者個人の財産はそれほど蓄積がなされていないケースもあります。今回は、後継者に自社株式を相続させる際に、その他の財産が非常に少ないために他の相続人への相続について苦慮した事例をご紹介します。

A社長（75歳）の個人財産は、自社株式2億円と預貯金1億円の合計3億円。

家族関係は、他界した妻との間に長男B夫、次男C夫、長女D子の3人の子どもがいて、後継者の長男B夫は入社して15年程経ち、社長の右腕として専務取締役になるまでに成長しました。

そんな息子を見て、A社長は事業承継に向けて考え始めたところ、経営には無関係の次男C夫と長女D子がA社長の死後の財産分けについて権利を要求してきたのです。

A社長はもちろん2人のことを考えなかつたわけではありませんが、漠然と自社株はすべて会社を継ぐ長男B夫に譲るものと考えていました。

突然の要求に思い悩み、「なんとか兄弟円満な形で相続してもらいたいのが、財産構成の中心は自社株式。他の子どもへの分配をどうすればよいのか……」と途方にくれて、私の事務所を訪れたのです。

1. 「均分相続」か「経営権安定」か

民法の規定（均分相続）の通りに3人の子どもたちに相続させると、後継者の長男B夫は自社株式の半分しか相続できず、今後の経営が不安定になると予測されます。

かといって、仮に遺言を作成して後継者B夫に自社株式2億円分を渡し、次男C夫と長女D子にそれぞれ預貯金5千万円ずつを相続させれば、二人のそれぞれの遺留分（3億円×3分の1×2分の1＝5千万円）はクリアするものの、不満は残るでしょう。しかも現金を相続できない後継者B夫は納税資金をどう確保するのでしょうか。

2. 会社が死亡退職金を支給

そこで私は、A社長の死亡時に会社から死亡退職金として1億円を支給させ、公正証書による遺言書に「B夫に自社株式のすべてを、C夫とD子には預貯金と死亡退職金でそれぞれ1億円を相続させる」と書くことを提案しました。次男C夫と長女D子はそれぞれ遺留分（4億円×3分の1×2分の1＝約6千6百万円）を大幅に超える1



億円ずつを相続することができます。

長男B夫が取得する自社株式にかかると相続税は、今年に創設された「事業承継税制」を活用すれば、税負担は実質ゼロなので納税資金の問題もクリアできます。

この提案が実行できるかどうかは、最終的にはA社長と子どもたち全員の合意が得られるかにかかっています。事業承継をサポートする側の私としては、関係者全員が納得していただき、後々まで家族が円満に過ごせることを祈るばかりです。

事業承継を成功に導き、後継者と親族間の争いを未然に防ぐためには、後継者と主要関係者の綿密なコミュニケーション体制の整備が必要不可欠です。日頃から周囲との良好な関係を築くことを心がけましょう。

Advice

●後継者と親族間の争いを未然に防ぐためには、後継者と主要関係者の綿密なコミュニケーション体制の整備が必要不可欠。日頃から周囲との良好な関係を築くことを心がける。

公認会計士 税理士 行政書士 城所 弘明

【PR】

経営者を見続けて38年。

相続・事業承継のプロとして 効果的な「相続・終活」プランをご提案。

中小企業にとって身近な存在、ホームドクター（町医者）のような下町の税理士を目指して38年。これまで多くの経営者の相続、事業承継をお手伝いしてきました。

「相続・終活」対策の第一歩は、ご本人が行動を開始すること。何もしなければ、何も進みません。相続・事業承継対策は事前の計画的な準備がモノをいいます。突然の相続発生に慌てても、家族ができる効果的な対策は少ないというのが実情です。いつか必ず訪れる相続。いまず準備を始めましょう。

当事務所では、相続の現場を長年サポートしてきた経験・ノウハウを活かしたオリジナルの「事業承継スタートノート」と、城所式「財産ドック」（財産の健康診断による最適な節税対策のプログラム）を活用し、残される家族にできるだけ負担をかけない円満な「相続・終活」プランをご提案いたします。

相続では相続税申告以外にも、遺言書や銀行預金、不動産登記などに関するさまざまな手続きが必要となります。当事務所は専門的な幅広いネットワークを有し、法務・金融・経営など多分野にまたがる課題に対して最適なアドバイス、サポートを行います。

一人で悩まず、まずは当事務所にぜひご相談ください。良い解決策が見つかるかも知れません。



専門分野

- 相続等の税務申告
- 財産運用に関する事前の税務相談
- 事業承継サポート（事業承継計画の作成と実施、相続税対策）
- 遺言書・執行手続き書類の作成



東京税理士会 芝支部
公認会計士・税理士・行政書士
城所 弘明

1952年東京都生まれ。横浜国立大学卒業。監査法人中央会計事務所を経て1980年に城所会計事務所を設立。現在、日本公認会計士協会「中小企業施策調査会」委員、日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員などを務めている。

◀「相続・事業承継の専門家」として中小企業庁の審議会委員をはじめ、これまで多くの公的機関で要職を歴任。



◀「事業承継スタートノート」（清文社）など経営者向けの相続・事業承継関連書籍も多数執筆しています。

城所会計事務所

〒108-0014 東京都港区芝5丁目1番6号
TEL：03-3798-3838 HP：kidokorosogokaikei.tkcnf.com
営業 9:30～17:30 休 土・日・祝日 交 JR田町駅徒歩5分
開業 1980年 スタッフ数 6名（税理士1名）

バックナンバー

「相続・終活」を安心して相談できる
プロフェッショナル

税理士選びが成功への道

Let's advance the inheritance plan

認知症になったら...
家族信託

遺言書

Vol.1 (2017年9月)

「相続・終活」を安心して相談できる
プロフェッショナル2

家族のこと 資産のこと

「相続・終活」プラン作り 持たない! 積極的にアクションを!

生前贈与と急減...

2018 最新 税理士ガイド

Vol.2 (2017年12月)

「相続・終活」を安心して相談できる
プロフェッショナル3

終活

小規模宅地「家なき子特例」で節税対策に異変

税務調査が来たら8割負ける!

2018最新プロフェッショナルガイド

Vol.3 (2018年3月)

紙面をクリックするとPDFが開きます。

バックナンバー

「相続・終活」を
安心して相談できる
プロフェッショナル^{vol.4}

家族が集まるこの時期だから
じっくり考えたい
これからのこと

円滑な相続の
ための手帳
相続計画から
スタート

2018年版プロフェッショナルガイド

今年ももうすぐ新しい年がやってきます。暮れていく子どもたちの成長もあやうきなどで過ぎたり、一緒にお歳暮りに行ったり、家族が一同に集まる時期です。せつこころの機会ですからこれからのことを家族でよく話し合ってみてはいかがでしょうか。

「相続・終活」というテーマは心優しい人だけにデリケートな問題でもあります。大切な子どもたちから話聞いていけない場合があります。しかし、問題は解決する気になります。いつまでも問題を先延ばしを繰り返してはなりません。残された家族の負担を少しでも軽くするためにぜひ今が最後の、大切な機会です。是非お話を聞ける「相続・終活」を安心して相談できるプロフェッショナル^{vol.4}では、数多くの「相続・終活」支援を手助けしてきた実績ある専門知識士をご紹介しております。

皆さまの御相談に際しては下記にてお電話でもプロフェッショナルガイドとさせていただきます。ぜひご利用ください。

本誌は、エヌビー通信社ホームページでもご覧いただけます。【EBC】「相続・終活」

●発行元：2018年9月15日発行予定。本誌の内容に関するお問い合わせ先：エヌビー通信社「相続・終活」編集部 〒201-8511 東京都千代田区千代田 1-1-1

Vol.4 (2018年6月)

「相続・終活」を
安心して相談できる
プロフェッショナル^{vol.5}

変わりゆく「相続」

「配偶者遺族」の民法改正

2018年版プロフェッショナルガイド

スムーズな相続の実現にはプロのナビゲートが不可欠。

相続分野の民法が昨年5月に施行された民法改正では、配偶者への相続権が拡大されたと見られるなど、遺言制度の改正も目覚ましいものとなりました。相続では争いを避けるために必要な対策も増えつつあります。相続にあたって「これまで通り」は通用しない時代に突入しているといわれています。

こうした相続対策「最後の時代」を迎えた今、自分に合った無理のない相続プランを組んで、スムーズに、そして安心して実行するには、深い専門知識と独自の経験にまつたプロのサポートが不可欠です。

本号では「相続」と「終活」のプロフェッショナルをご紹介します。すでに相続現場にいらっしゃる方も、またこれまで相続との付き合いがなかったという方も、築き上げてきた知識や改正法に順応した行き先があたり、高に考え、そして実行をサポートしてくれる。信頼できるパートナーを捜してあげてください。

本誌は、エヌビー通信社ホームページでもご覧いただけます。【EBC】「相続・終活」

●発行元：2018年12月15日発行予定。本誌の内容に関するお問い合わせ先：エヌビー通信社「相続・終活」編集部 〒201-8511 東京都千代田区千代田 1-1-1

Vol.5 (2018年9月)

紙面をクリックするとPDFが開きます。